

鹿 児 島 県 公 報

令和8年7月28日（火）第740号



鹿児島県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定例発行日（毎週火、金）

目 次

（※については例規集登載事項）

ページ

告 示

- 森林病虫害等防除法の規定に基づく駆除命令（森づくり推進課取扱い） 1
- 森林病虫害等防除法の規定に基づく特別伐倒駆除命令（森づくり推進課取扱い） 2
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定（2件）（砂防課取扱い） 4
- 公 安 委 員 会 告 示
- 遊技機の型式の検定の告示（生活安全企画課取扱い） 4

告 示

鹿児島県告示第456号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により、次のとおり森林病虫害等の駆除命令をする予定である。

令和8年7月28日

鹿児島県知事 塩田康一

1 区域及び期間

(1) 区域

鹿児島市、鹿屋市、日置市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、姶良市、南種子町、徳之島町、天城町及び伊仙町の区域内に存する松林のうち次の区域（「次」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

令和8年8月17日から令和9年3月19日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

- (1) 松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布するか、又は当該樹木を伐倒してはく皮し、並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。
- (2) 松の伐採跡地であって、松くい虫の付着し、又は付着するおそれがある根株の存するものを所有し、又は管理する者は、当該伐採跡地に存する当該根株並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮に薬剤を散布するか、又は当該根株をはく皮し、並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。
- (3) 松くい虫の付着し、又は付着するおそれがある伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）並びにこれらの包装をいう。以下同じ。）を所有し、又は管理する者は、当該伐採木等に薬剤を散布するか、又は当該伐採木等をはく皮し、並びに松くい虫が付着している場合には当該松くい虫並びにその付着している枝条、樹皮及び包装を焼却すること。

4 命令しようとする理由

1の(1)の区域において松くい虫の被害が発生しており、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、同区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

5 その他

- (1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従って行うこと。
- (2) 3に掲げる措置を行った者は、令和9年3月19日（金）までに、森林病虫害等駆除実施届出書（別記様式）を、知事に提出しなければならない。
- (3) 知事は、森林病虫害等駆除実施届出書の提出があったときは、当該届出者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
- (4) 知事は、3に掲げる措置を行うべき樹木を所有し、又は管理する者が1の(2)の期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (5) 知事は、(4)に掲げる措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。
- (6) 1の(1)の区域内において森林、樹木、指定種苗又は伐採木等を所有し、又は管理する者は、この告示の日から2週間以内に、理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

（別記様式）

年 月 日

鹿児島県知事

殿

届出人 住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

森林病虫害等駆除実施届出書

森林病虫害等防除法施行細則第1条の規定により、次のとおり届け出ます。

命ぜられた措置の内容	森林（伐採跡地を含む。）の面積	樹木若しくは伐採木等の本数又は伐採跡地の根株数	樹木又は伐採木等の材積		
	ヘクタール	本又は株	立方メートル		
実施地区又は場所	実施期間 年月日から 年月日まで	実施に要した費用			
		種別	数量	単価	金額
		人夫	人	円	円
		薬剤	リットル	円	円
		その他			円
		計			円

鹿児島県告示第457号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第2項の規定により、次のとおり特別伐倒駆除命令をする予定である。

令和8年7月28日

鹿児島県知事 塩田康一

1 区域及び期間

(1) 区域

阿久根市、指宿市、西之表市、薩摩川内市、霧島市、志布志市、南九州市、大崎町、東串良町、錦江町及び屋久島町の区域内に存する松林のうち次の区域（「次」は、省略し、

その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(2) 期間

令和8年8月17日から令和9年3月19日まで

2 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している松の樹木の存する松林を所有し、又は管理する者は、当該松の樹木を伐倒して破砕するか、又は当該松の樹木を伐倒して焼却（炭化を含む。）すること。

3 命令しようとする理由

1の(1)の区域において松くい虫の被害が発生しており、2に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、同区域及びその周辺の高度公益機能森林及び被害拡大防止森林に重大な損害を与えるおそれがあるため

4 その他

(1) 2に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従って行うこと。

(2) 2に掲げる措置について破砕を行う場合は、破砕後の木片の厚さが6ミリメートル（木材チップパーにより破砕する場合にあっては、15ミリメートル）以下となるように破砕を行うこと。

(3) 2に掲げる措置を行った者は、令和9年3月19日（金）までに、森林病虫害等駆除実施届出書（別記様式）を、知事に提出しなければならない。

(4) 知事は、森林病虫害等駆除実施届出書の提出があったときは、当該届出者が2に掲げる措置を行ったかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(5) 知事は、2に掲げる措置を行うべき松林を所有し、又は管理する者が、1の(2)の期間内に2に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(6) 知事は、(5)に掲げる措置を行った場合において、その費用の額が2に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

(7) 1の(1)の区域内において松林を所有し、又は管理する者は、この告示の日から2週間以内に、理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

(別記様式)

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出人 住所
氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

森林病虫害等駆除実施届出書

森林病虫害等防除法施行細則第1条の規定により、次のとおり届け出ます。

命ぜられた措置の内容	森林（伐採跡地を含む。）の面積	樹木若しくは伐採木等の本数又は伐採跡地の根株数	樹木又は伐採木等の材積		
	ヘクタール	本又は株	立方メートル		
実施地区又は場所	実施期間 年月日から 年月日まで	実施に要した費用			
		種別	数量	単価	金額
		人夫	人	円	円
		薬剤	リットル	円	円
		その他			円
		計			円

令和8年7月28日付け鹿児島県告示第457号

付 属 明 細 表
(特 別 伐 倒 駆 除)

鹿 児 島 県

(1) 特別伐倒駆除区域

南九州市

No. 1

市町村名	区 域								面積
									(ha)
南九州市 (旧額娃町)	林 班	準 林 班	小 班	枝 班	林 班	準 林 班	小 班	枝 班	28
	15	ウ	10		69	ウ	1		
	15	ウ	11		69	ウ	2		
	15	ウ	12		69	ウ	3		
	19	カ	9		69	ウ	15		
	19	カ	30	A	69	ウ	21		
	47	カ	13	A	69	ウ	22		
	47	カ	13	イ	69	ウ	23		
	47	カ	13	ウ	69	ウ	24		
	47	カ	13	オ	69	ウ	25		
	48	イ	59		69	キ	15		
	48	イ	60	A	69	キ	21		
	48	イ	61		69	キ	22		
	48	イ	62		以下余白				
	48	イ	63						
	48	イ	64						
	48	イ	95						
	48	イ	96						
	48	ウ	1						
	48	ウ	2						
	48	ウ	3	A					
	48	ウ	3	イ					
	48	ウ	3	ウ					
	48	ウ	5	A					
	48	ウ	5	イ					
	48	ウ	5	ウ					
	68	カ	50						
	68	カ	51						
	68	カ	52						
	68	カ	53	A					
	68	カ	120	A					
	68	カ	121	A					
	69	A	1	A					
	69	A	6	ア					
	69	イ	5						
	69	イ	6						
	69	イ	7						
(旧知覧町)	65	マ	3						
	66	キ	16						
	66	ハ	27						
	66	ホ	44						
	66	ホ	55						
	66	マ	7						
	66	マ	13						
	66	マ	20						
	66	マ	21	A					
	以下余白								